## 令和8年度

## 保育施設入園申込書

令和7年11月10日

## 南相馬市長

保育施設への入園について次のとおり申し込みます。

1. 同時期に入園できるまで待つ

同時期入園 不可の場合

<b>小</b> 月旭成。	いり入園に	ノいて外のこのり中し	人といるり。								
保護者	ふりがな	みなみそうま	きたろう	続柄 住民登録 している 住所		<b>₹975</b> -0					
	氏 名	南相馬	太郎			南相馬市原町区・・・					
児童名	ふりがな	みなみそうま	ききぼう	:	現住所	₸					
	氏 名	南相馬	希望		登録している 異なる場合)						
令和8年4月1日 時点の年齢		生年月日	<b>令和7</b> 年 <b>7</b> 月	1日	保護者連絡	关 安		1234- 1234-			
施設等の 利用希望期間		<b>令和8</b> 年	4月 1日から 年						3 1 日まで		
第1希望		○○保育園	(見学)未	育児休業明けの場合は、復職日の属する月の   1日からとしてください。							
第2希望		○○ <b>こども園</b>	(見学)未・ <b>海</b> (希望理由) <b>職場から近いから</b>								
第3希望 △△ <b>保育園</b> (見学) 未 · 済 (希望理由) <b>友人が通っているから</b>											
①希望日 できなか・		1. 申込みを取り下げる	る( 月の選考から	5)	②. ♯	申込みを継続す	たる				
②入園保留となった 場合の保育状況		育児休業中の 方の状況	① 育児休業を延長する( 父 ・ 母 ) <b>令和9</b> 年 1月31日まで   2. 認可外保育施設・幼稚園等に預けて復職する 復職予定日( 年 月 日) 利用施設名( )								
		3. 保育者が家で保育する ( 父 ・ 母 ) 週 日程度									
		4. 子どもを連れて就労する ( 父 ・ 母 ) 週 日程度									
		5. 同居家族・親戚が保育をする(誰が ) 週 日程度									
***		6 別居家族・親戚が保育をする(誰が <b>母方祖母</b> ) 週 <b>5</b> 日程度									
		************************************									
		8. 利用施設名( ) 週 日程度									
		9. その他 )									
(起業準備	③求職活動中 (起業準備中)の 方の状況										
■兄弟姉妹同時申し込みについて(該当の方のみ記入)											
同時期入		1. 同じ施設に入園でき	るまで待つ								
施設にな		2. 別々の施設でも、プ	、園できるときは入園	園する							

2. 1人でも入園できるときは入園する ※この場合、入園できなかったお子さんの預け先の確保が必要です

## 保育施設の利用申込みに関する重要事項の説明及び同意書

全ての事項をよくお読みのうえ、確認欄にチェックし、署名をお願いします。

	確證_項_目	確認欄	
1	内定した保育施設へ、 申請内容に該当する確認項目をお読みいただき、同意のチェックを す	☑ 確認しました	
2	児童の支援のため、必ずにしていては、申請時にご相談ください。 する ことに同意します。	☑ 確認しました	
3	申込書や提出書類の記載内容が事実と異なる場合、又は虚偽の申込みが判明した場合、入園の取 消し及び退園となることに異議はありません。	☑ 確認しました	
4	保育を必要とすることを証明する書類の内容について、証明先へ確認する場合があります。	☑ 確認しました	
5	保育施設の受け入れ年齢、開園時間、延長保育の有無等を確認し、希望する保育園のみを記載し ました。	☑ 確認しました	
6	今回の保育施設の利用申込書の有効期間は、 <u>令和8年度中(令和9年3月まで)</u> です。翌年度分は、新たに利用申込みを行う必要があります。また、有効期間内に保育施設の利用希望がなくなった場合は、利用申込みの取下げ届の提出が必要となります。	☑ 確認しました	
7	お子さんに重篤なアレルギー、病歴や障がいなどがある場合は、必ず、事前に医療機関にて集団 保育の可否の確認をするとともに、入園希望保育施設をお子さんと一緒に見学してください。	☑ 確認しました	
8	お子さんの身体や発達に関する事柄で、保育施設の利用開始後に判明した症状については、医療機関の受診や相談機関への相談をしていただき、必要な手続きをとっていただくことになります (施設の設備の有無や集団保育の可否によって、退園いただく場合もあります)。	☑ 確認しました	
9	以下に該当する場合、退園となることに異議はありません。		
	・1か月以上保育施設への通園がない、又は、登園日数が著しく少ない月が2か月続いた場合。		
	  ・保護者の方が、お子さんの保育を必要とする事由がなくなった場合(家庭保育可能な場合)。 	☑ 確認しました	
	・南相馬市外に転出した場合(所定の手続きにより、引き続き就園できる場合もあります)。		
10	支給認定の審査結果について	☑ 確認しました	
	支給認定の審査結果は入園選考結果と同時に通知します。 		
	育児休業中に申込みをする方		
11	入園月の末日までに復職します。育児休業を取得した事業所とは別の事業所へ就職する場合は、 入園の取消し及び退園となります。	☑ 確認しました	
	保育の必要事由「求職活動」で申込みをする方		
	入園承諾期間は <u>3か月(90日経過した日の属する月の末日まで)</u> です。承諾期間内に就労証明 書が提出できない場合は、退園となることに異議はありません。	□ 確認しました	
13	保育の必要事由「妊娠・出産」で申込みをする方		
	入園承認期間(申込みの有効期間)は、出産(予定)日の前後2か月(出産日から2か月を経過する日が属する月の末日まで)です。入園承認期間以降も保育施設の利用を希望する場合は、就労証明書等の提出が必要です。	□ 確認しました	
	南相馬市外から申込みされる方		
14	申込書類とともに、確約書(入園希望月の前月末までに南相馬市へ転入することを確約するもの)を添付することで、南相馬市民と同等の選考になります。入園希望月の前月末までに転入しなかった場合は、入園の取消し及び退園となることに異議はありません。	□ 確認しました	

確認項目について、すべて同意の上で申し込みます。